

# 地方税電子申告審査システムサービス利用仕様書

令和 5 年 1 月  
枚方市 市民税課

# 地方税電子申告審査システムサービス利用仕様書

## 1 概要

地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営している地方税ポータルシステム（eLTAX）と連携し、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN回線」という。）を利用して、地方税の電子申告データ等の送・受信サービスの利用を可能とするものである。

以下、枚方市（以下「発注者」という。）とサービス提供者（以下「受注者」という。）との契約履行において、発注者がサービスを利用するにあたり必要な事項を定める。

なお、実施にあたっては機構が定める導入計画書等に沿った対応を行うものとする。

## 2 契約業務名

地方税電子申告審査システムサービス利用

## 3 サービス内容

### (1) 電子申告サービス

地方税ポータルシステムにおいて提供される電子申告および電子申請・届出業務を利用する際に必要な機能を提供するサービスをいう。

※「e-Tax 法人税データ照会」画面にて閲覧する e-Tax 法人税データについて、少なくとも 13 か月の期間閲覧できるようデータを保持すること。

### (2) 年金特徴サービス

個人住民税における公的年金からの特別徴収システムに係るデータを送受信する際に必要な機能を提供するサービスをいう。

### (3) 国税連携サービス

国税データ受信サーバを設置し、国税庁からの所得税確定申告書データに係るデータの送受信をする際に必要な機能を提供し、また、課税用資料等を電子データとして、他の地方公共団体へ送付し、扶養是正情報等データを電子化し国税庁連絡サーバへ送付するサービスをいう。

### (4) 共通電子納税サービス

地方税ポータルシステムと連携し、地方税の電子申告（共通電子納税）データ等の送・受信を可能とするサービスをいう。なお、このサービスにおいては、以下の a 及び b の要件を満たすものとする。

a. 機構が公開している審査システム仕様書及びその関連仕様書を満たし、以下の機能を有すること。

[共通納税サービス]

納付情報管理ファイルの出力機能

納付情報ファイルの出力機能

納付情報紐付けファイルの送信機能

b. 発注者所管の基幹税務システムに取り込む審査サーバ内の以下の連携データに

ついて、審査サーバから庁内の審査（共通電子納税）クライアントへ取り込むことができること。

<連携対象データ>

対象サービス	連携対象データ
共通納税サービス	納付情報管理ファイル
	納付情報ファイル
	納付情報紐付けファイル

(5) アクセス操作ログ納品サービス

地方税の電子申告等の受付等にかかる審査システムサーバへのアクセス操作ログを納品するサービスをいう。なお、このサービスにおいては、以下の a～d の要件を満たすものとする。

- a. 審査システム専用端末機にて本市職員が操作を行った記録として、受注者側の審査システムサーバに出力されるアクセス操作ログを提供する。
- b. アクセス操作ログの提供は、発注者受注者間の総合行政ネットワーク（以下、「L GWANネットワーク」という。）を介した電子データ伝送により行うものとし、導入作業として電子データ伝送に必要な受注者側の環境を構築し、試験を実施すること。なお、発注者側の環境構築については発注者職員により行うものであるが、必要なアプリケーション等の資材、環境構築の手順書を提供するとともに作業が問題なく行えるよう、作業に関する支援を行うこと。
- c. 提供するアクセス操作ログについては、機構が定めるシステム仕様に基づいた e L T A X 審査システム・国税連携システムの標準機能により出力されるものとし、受注者側での内容の加工等を行わないこととする。
- d. アクセス操作ログのファイル形式はテキストファイルであること。提供は月次とし、受注者は毎月第3営業日を目処に前月分を用意すること。発注者側で構築した環境を使用した電子データ伝送による取得作業は発注者職員が行うものであり、毎月第4営業日以降に行うものとする。  
また、スケジュールによる自動取得（連携）が実施可能であるものとする。

#### 4 契約期間

契約期間は契約締結日から令和8年8月31日まで。

ただし、動作確認試験等の導入作業（以下「リプレース作業」という。）は令和5年8月16日までとし、サービス提供は令和5年8月20日からとする。

#### 5 支払い条件

リプレース作業に係る費用は月々の費用に含まれるものとする。

サービス利用に係る使用料（以下「使用料」という。）は、提供月の翌月に支払うものとする。ただし、初回については9月分からとする。

また、契約金額にしめる各年度の支払額の割合については、以下のとおりとする。

令和5年度 22%以内

令和6年度 32%以内

令和7年度 32%以内

令和8年度 14%以内

## 6 業務処理検査方法

リプレイス作業の検査は、導入作業完了報告書等により実施するものとする。

審査システムサービス利用の検査については、毎月の業務報告書等により実施するものとする。

アクセス操作ログ納品サービスの検査については、毎月のデータ取得により実施するものとする。

## 7 サービス提供者の要件

機構により認定された認定委託先事業者であること。

## 8 審査システムの要件

(1) 認定委託先事業者が、システムを構築し、LGWAN回線を利用して提供するものであること。

(2) 機構が公開している仕様書及びその関連仕様書を満たす機能を有するものであること。

(3) 対象税目

サービスを開始する対象税目は以下のとおりである。

- a. 個人市民税（特別徴収給与支払報告等）
- b. 法人市民税
- c. 事業所税
- d. 固定資産税
- e. 個人市民税（公的年金等からの特別徴収分）
- f. 市税に係る申請・届出書
- g. 個人市民税（所得税確定申告書）
- h. 軽自動車税
- i. たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税・宿泊税

※その他枚方市が取り扱う税目全てに対応すること。

(4) 機構により構築された地方税ポータルシステム（eLTAX）に接続し、動作するものであること。

(5) LGWAN回線を利用して、発注者に設置する操作端末と審査システムを接続することができること。

(6) 審査システム（国税連携サービスを除く）のプログラムをインストールする操作端末の台数は、発注者が事務用として使用している端末（現在、審査システムサービスを使用している端末）で、試験用が1台、本番用が6台とする。

また、国税連携サービスのプログラムをインストールする操作端末の台数は、発注

者が事務用として使用している端末（現在、国税連携サービスを使用している端末）で、試験用が1台、本番用が2台とする。

上記の他、PCdesk（テスト用）が使用できるものを2台とする。なお、このうち1台については審査システムの試験用（LGWAN環境）を兼用するものとし、もう1台については、試験用（インターネット環境）とすること。

(7) 操作端末の設置場所は、本市内市民税課、資産税課、納税課、広報プロモーション課および発注者が指定する場所とすること。

(8) 審査システムのサービス提供時間帯は、土、日、祝日および12月29日から翌年1月3日までの期間を除いた日の午前8時30分から午後9時までであること。ただし、機構により時間帯等の変更があった場合は、この限りでない。

また、国税連携データ送信時間帯（国税連携受信サーバの受信時間帯）は、機構の指示に従い実施すること。

## 9 リプレイス作業及びサービス提供の実施方法について

(1) リプレイス作業及びサービス提供の詳細

後に示す「地方税電子申告審査システムのリプレイス作業に関する事項」、「地方税電子申告審査システムのサービス提供に関する事項」のとおりとする。

(2) 作業従事者名簿の提出

受注者は、リプレイス作業及びサービス提供を行う作業従事者の名簿を作成し、発注者に提出する。作業従事者に変更があった場合も同様とする。

(3) 身分証明書の携帯及び名札の着用

発注者の事務所内における作業従事者は身分証明書を携帯し、発注者から請求があれば速やかに提示すること。また、従事者であることを明記した名札を着用すること。

(4) 発注者との連絡、調整

業務の実施にあたり、発注者と受注者が連絡及び調整を行う場合は、発注者と受注者で協議の上、あらかじめ指定した担当者同士により、相互の連携と協調を図りながら作業を進めること。

(5) 作業等の実施時間

受注者が、発注者の事務所内で作業を実施する場合の時間帯は、発注者の開庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く）の午前9時から午後5時30分までの間とする。ただし、この時間帯を超えて作業を実施する必要がある場合、もしくは障害等により緊急に実施時間を超えて対応する場合は、事前に発注者に承諾を得て実施すること。

(6) 様式作成等に必要なソフトウェアの提供

本仕様書の「3 サービス内容（1）～（5）」に示す業務の中で様式作成等に必要なソフトウェアは受注者により調達し、設定を行うこと。

## 10 障害発生時等の対応

リプレイス作業及びサービス提供において、発注者または機構からの報告により受注者

が障害等を確認した場合、または受注者が障害等の発生を確認した場合、受注者は発注者の開庁時間、時間外を問わず、人員の配備を行い、速やかに不具合解消の対応を行うこと。

## 11 個人情報の取り扱い

(1) 発注者は、リプレイス作業およびサービス提供の履行にあたり、「枚方市情報セキュリティポリシー」を遵守し、発注者の指示に従い、セキュリティの保全に努めるものとする。特に、個人情報の保護に留意し、「枚方市個人情報保護条例」等、発注者が定める規則、規定、その他関係法令等を遵守すること。

また、個人情報保護委員会が示す「特定個人情報（「マイナンバー」）の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に沿った取扱いを行うこと。

(2) 受注者は、「別紙1：個人情報の保護に関する特記仕様書」の内容を遵守しなければならない。

## 12 セキュリティの確保

受注者が電子申告・年金特徴・国税連携・共通電子納税等に係るサービスを実施するにあたり、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（総務省告示第151号、第152号、第153号）に基づき、電子申告システム等に係る事務の実施に必要な電気通信回線及び電気通信設備を有し、セキュリティ対策を実施すること。

また、「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条第2項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」（総務省告示第428号）に基づき、電子申告・年金特徴・共通電子納税等に係るサービスのセキュリティ対策を実施すること。

## 13 指定法人の監査について

受注者は、技術基準に規定する指定法人（機構）による監査を定期的に受けるものであり、当該監査に適合するサービスを提供することを発注者に保証すること。

## 14 第三者への業務の請負について

受注者は、本契約の履行について、リプレイス作業およびサービス提供の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、受注者が書面により発注者に依頼し、発注者の承認を得て業務を請け負わせるときはこの限りではない。

## 15 契約書提供について

本契約に関し、発注者が第三者に公表する場合には、その公表内容、公表時期、公表方法等について、発注者と受注者が事前に協議の上、定めるものとする。

ただし、発注者または受注者は、機構から本契約関係の状況を確認する求めがあった場合には、事前の協議を要することなく、本契約書の写しを機構に提供するものとする。

## 16 バージョンアップ作業について

受注者は、稼働後の審査システム（電子申告・年金特徴・国税連携サービス・共通電子納税）のバージョンアップについて、発注者の作業が円滑に完了できるよう、事前の情報の提供、手順書を作成する等の支援を行うこと。

## 17 端末入替時の設定作業について

受注者は、地方税電子申告審査システムサービスを提供している発注者の端末が入替となった時は、入替後の端末で同様のサービスを受けられるよう設定作業を行うこと。

入替台数は15台程度を想定している。

## 18 データ移行等作業負担について（契約終了後の処理）

発注者が認定委託先事業者の変更等を行う場合には、データ移行等について、受注者は、機構が策定した方法に従い、自らの責任と費用負担において確実にデータ移行等の作業を実施すること。

また、管理サーバの使用にかかる費用についても、同様とする。

## 19 認定委託先事業者の変更時のサービス開始について

発注者が認定委託先事業者の変更を行う場合には、変更後の認定委託先事業者によるサービス開始の前日まで、サービスの提供ができるものであること。

## 20 その他

- (1) 受注者は、契約締結後、発注者の求めた日から、導入業務に向けた発注者と受注者の協議を行える体制をとるものとする。
- (2) 機構により作成される仕様書の新設または改訂により、この仕様書の内容を発注者および受注者の協議のうえ変更することがある。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上で、対処方法を決定する。

# 地方税電子申告審査システムのリプレイス作業に関する事項

## 1 リプレイス作業スケジュール

リプレイス作業におけるスケジュールは、機構が提示する「標準リプレイススケジュール」等に従うものとする。また機構が新たなスケジュールを提示した場合には、それに従うものとする。

## 2 審査システムリプレイス作業内容

受注者は、以下に掲げる作業を行う。具体的な作業方法、内容等については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。受注者は、以下の作業が行えるよう適切な作業従事者を派遣するものとする。

### (1) 設定作業

L GWAN回線を利用して、機構が提供する地方税ポータルシステム（e L T A X）と受注者が管理する審査システムサーバを接続し、申告、申請及び届出書等のデータを取り込んで、審査したうえで発注者の基幹税務システム用データを紙及び媒体で出力するため、また発注者の基幹税務システムで作成したプレ申告データ等を地方税ポータルシステム（e L T A X）に送信するために必要となる各種設定作業を行う。

また、国税連携サービスについては、L GWAN回線を利用して、機構が提供する地方税ポータルシステム（e L T A X）と、受注者が管理する受信サーバを接続し、国税庁からの所得税確定申告書データの送受信するために必要となる各種設定作業を行う。

### (2) 環境構築作業

発注者により調達した事務用パソコンに対して、次のソフトウェアのインストールおよび設定作業を行い、事務用及び操作端末用として動作させるための環境を構築する。事務用パソコンの仕様については、機構が定める「審査システム調達仕様書」におけるハードウェア要件およびソフトウェア要件を満たすパソコンとする。

- a. 機構が仕様書を提供している審査クライアントのアプリケーション
- b. 機構が仕様書を提供している納税者用電子申告ソフトウェア（P C desk）

### (3) 動作試験の実施作業

機構より指示される審査システム等の導入における動作試験の実施方法に基づき、機構が定める「地方税ポータルシステム総合運転試験手引書」ほか各種試験関連資料により、発注者と協力し、次の試験を実施する。

#### a. 動作試験

機構から提供される審査システムアプリケーションが審査システム等および操作端末に正常にインストールされているか、また、審査システム等および操作端末の業務機能が正常に動作するかを確認するもの。

#### b. 総合運転試験

納税者用電子申告ソフトウェア（P C desk）から送信された申告書等のデータが、審



査システムを經由し、操作端末より処理されるまでの動作を確認するもの。

#### (4) 操作研修業務

発注者が必要と判断した場合、機構が提供する操作方法等資料に基づき、審査システムを操作する発注者の職員向けに研修を行う。発注者の職員数は、操作端末を利用し事務を行う職員、同職員で管理を行う職員で、およそ5名程度を想定している。その際に利用する研修マニュアルは、受注者が準備する。

#### (5) 問合せの受付

発注者からの審査システム等における不明点や疑問点などの問合せの受付を行い、期限を決めて書面または口頭で回答する。また、必要に応じ発注者に対し適切な指導を行う。

#### (6) ドキュメント類の提供

審査システムリプレイス時に必要な下記の各種ドキュメント類の整備を行う。ドキュメント類は全て日本語表記のものであること。またこれらは、機構から提供される各種「手引き書」を補完し、簡易に整理されていること。

- ① 審査システムリプレイス作業説明書
- ② 審査クライアント等インストールおよび初期設定手順書
- ③ 総合運転試験手順書 など

#### (7) その他

上記のほか、審査システムの導入において必要となる業務が発生した場合は、発注者と受注者が協議の上、業務を実施する。

### 3 作業スケジュールの作成

受注者は、契約締結後速やかに、「1 リプレイス作業スケジュール」に基づき、発注者または機構と協議または調整を行い、発注者に対し発注者におけるリプレイス業務にかかる作業実施計画（以下「作業スケジュール表」という。）を提出すること。作業スケジュール表には、次にあげる事項を記載すること。

- (1) 審査システムの各種設定を行う前の準備作業に関すること。
- (2) L G W A N回線を利用した環境構築作業に関すること。
- (3) 動作試験の実施作業に関すること。
- (4) 操作研修業務に関すること。
- (5) その他、受注者が必要と判断する事項に関すること。

### 4 作業スケジュールの進捗状況の報告

受注者は、作成したスケジュールの各事項を実施するにあたって、適宜その進捗の報告を行い、作業の遅延、洩れの無いように努めること。

# 地方税電子申告審査システムのサービス提供に関する事項

## 1 審査システムサービス提供内容

受注者は、以下に掲げる業務を行う。具体的な業務方法、内容等については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。受注者は、必要に応じ、以下の業務が行えるよう適切な作業従事者を派遣するものとする。

### (1) サービスの提供

仕様の「7 審査システムの要件」で掲げたシステムを用いて、ASP方式によるサービスを発注者に提供する。

※ASP方式（必要なアプリケーションサービスのみの提供を受ける方式）

### (2) 操作研修

受注者は、操作方法に変更等が生じた場合、利用する発注者の職員に対し発注者の事務所内で必要な研修を行う。ただし、変更内容等が軽易なもので、発注者の承諾を得た場合は、研修マニュアル等によって操作方法について適切な指導を行う。また、その際に利用する研修マニュアル等は、機構が提供する手引書等を補完するものとし、受注者が準備する。

### (3) サービス提供時間

土、日、祝日および12月29日から翌年1月3日までの期間を除いた日の午前8時30分から午後9時までであること。ただし、機構により時間帯等の変更があった場合は、この限りでない。

また、国税連携データ送信時間帯（国税連携受信サーバの受信時間帯）は、機構の指示に従い実施すること。

### (4) 問合せの受付

受注者は、発注者によるeLTAxサポートデスクや機構に問合せのべき事項についての問合せの受付を行い、速やかに書面または口頭で回答する。また必要に応じ発注者に対し適切な指導を行う。

### (5) 障害等を発見した場合の対応

受注者は、審査システムの障害等を確認した後、その障害等を解消する。解消後、その結果について速やかに書面をもって発注者に報告する。

### (6) 運用保守体制

サービス提供を行うに際し、十分なサポートができる体制を整えること。

### (7) その他

上記のほか、審査システムの利用において必要となる業務が発生した場合は、発注者受注者が協議の上、業務を実施する。

## 2 契約期間中の解除及びサービス満了による解除

発注者が、本サービス提供の契約期間中に契約を解除する場合及び本サービス提供の満了により解除する場合は、契約書の条項に従うものとする。